

(案)

令和4年2月1日

香取市長 宇井 成一 様

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター
評価委員会 委員長 加藤 直也

意見書

地方独立行政法人香取おみがわ医療センターに係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づく中期計画、法第56条第1項で準用する法第48条第2項の規定に基づく役員に対する報酬等の支給基準について、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター評価委員会条例（令和3年香取市条例第19号）第2条第1項第1号及び法第56条第1項で準用する法第49条第2項の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第26条第1項に基づく中期計画については、別添のとおり認可することが適当である。
- 2 法第56条第1項で準用する法第48条第2項の規定に基づく役員に対する報酬等の支給基準については、意見の申し出はない。